

技能講習の科目・講習時間及び受講資格

1. 講習科目・講習時間

【31時間コース】 学科:7時間 走行の操作:20時間 荷役の操作:4時間

講習科目	範囲	講習時間
フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	フォークリフトの荷役装置、油圧装置(安全弁を含む。)、ヘッドガード及びバックレスト並びにラム、バケットその他のフォークリフトの荷役に関する付属装置の構造及び取扱いの方法	4時間
フォークリフトの運転に必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント)重量・重心及び物の安定、速度及び加速度、重量応力、材料の強さ	2時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間
走行の操作	基本操作 定められたコースによる基本走行及び応用走行	20時間
荷役の操作	基本操作 フォークの抜き差し、荷の配列及び積重ね	4時間

【11時間コース】 学科:7時間 荷役の操作:4時間

講習科目	範囲	講習時間
フォークリフトの荷役に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	フォークリフトの荷役装置、油圧装置(安全弁を含む。)、ヘッドガード及びバックレスト並びにラム、バケットその他のフォークリフトの荷役に関する付属装置の構造及び取扱いの方法	4時間
フォークリフトの運転に必要な力学に関する知識	力(合成、分解、つり合い及びモーメント)重量・重心及び物の安定、速度及び加速度、重量応力、材料の強さ	2時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号)及び労働安全衛生規則中の関係条項	1時間
荷役の操作	基本操作 フォークの抜き差し、荷の配列及び積重ね	4時間

2. 受講資格

満18歳以上の方で

※令和5年4月1日改訂

	受講コース	受講料(講習料・教本・弁当)
普通・準中型・中型・大型自動車運転免許をお持ちの方	31時間コース 全4日間	39,100円(税込み)
(1)普通・準中型・中型・大型自動車運転免許を持ち、1トン未満のフォークリフトの運転に必要な特別教育を修了され、かつ1トン未満のフォークリフトの実務経験が3ヶ月以上の方 (2)大型特殊免許(限定条件無し)をお持ちの方	11時間コース 全2日間	17,040円(税込み)

※11時間コース受講の方に必要な提出書類

- ①自動車運転免許証コピー
- ②受講資格確認表(様式4-1)、特別教育を「教育機関」で受講した方は特別教育修了証の写し
- ③1トン未満フォークリフト特定自主検査記録表コピー(リース、レンタルの場合は契約書又は請求書の写し)
(実務経験と重なる年度のコピーをお願いします)

【運転免許証について】

・行政処分中(運転免許停止処分、取消処分)の方は、31時間・11時間コースとも受講できません。

3. 講習科目の一部免除

講習科目	受講の免除を受けることができる者
フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 走行の操作	道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものを除く)を有する者又は同項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみを運転する事を免許の条件とするものに限る)を有し、かつ3ヶ月以上フォークリフトの運転業務に従事した経験を有する者
フォークリフトの走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 走行の操作	道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許(カタピラを有する自動車のみを運転することを免許の条件とするものに限る)を有する者 6ヶ月以上のフォークリフト運転業務に従事した経験を有する者